

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(法務省)	
事業名	矯正施設の防災対策		担当部局庁	矯正局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務課	総務課長 富山 聡	
会計区分	一般会計		施策名	Ⅱ-5-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 Ⅱ-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第73条第1項		関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	矯正施設は、刑事司法の最後の砦であり、被収容者の拘禁を確保し、国の治安及び平穏な国民生活を維持するという使命を負っているところ、警備機器や防災設備等を整備することにより、今後、東日本大震災のような災害が発生した場合に、矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災時に使用して欠品となっている備蓄非常食や簡易トイレ等を補充整備するとともに、貯水タンク、非常用発電装置の蓄電池、通行鍵管理システム等、災害時に矯正施設の機能を維持・継続するために不可欠な設備・備品を整備し、また、災害時の保安警備機能を強化するため、安定した施設運営の要である総合警備システム及び少年保安システムや、警備用プロテクター等を整備する。併せて、防災対策として、被収容者の救援活動に必要な物品や物資搬送用車両、放射能防護用具等を整備する。					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
		190		2,210	2,400	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標	単位	23年度活動見込
	防災用備品・機器等を矯正施設に整備することにより、将来災害が発生した場合においても、矯正業務を継続するとともに被収容者の適正な拘禁を維持し、保安事故の発生等を防止すること。			活動指標 ※上段( )書きは予算積置の累積に係る見込み	施設	290
単位当たりコスト	7,620,231(円/施設)		算出根拠	23年度第3次補正予算要求額:2,209,867千円/整備対象290施設		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「復興への提言」において、「被災地や避難先において犯罪を防止する取組が行われるべきである」こと、「基本方針」において、「被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組を推進する」こと、「庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る」ことが挙げられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			矯正施設は治安の最後の砦であるところ、今後、東北地方を中心とした震災が再度発生する可能性は高く、そうした状況において、矯正施設が被収容者の拘禁を確実に維持し、正常に業務を継続していくことは、被災地にとっても必要不可欠である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			今後想定される災害時において、矯正施設の適正な運営を確保するために実施される事業であり、現時点で有効性について判断することにはなじまない。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			今後想定される災害時において、矯正施設の適正な運営を確保するために実施される事業であり、費用対効果、効率性という観点にはなじまない。 なお、本事業により整備する物品等は、上記目的のために必要最低限のものである。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			矯正施設の防災対策は、国が責任を持って実施すべきものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			第3次補正予算においては、災害発生時においても矯正業務を遂行し、収容を継続するため、新たな防災用備品・機器等を整備するとともに、過去整備しているが使用済みのものや経年劣化により今後の使用に耐えられないものを緊急的かつ計画的に更新するものである。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			予算措置がなされ次第、各物品等について、速やかに調達手続に入り、その後の進行管理については、本省及び各矯正施設において適切に管理される。			